総括表

	1					
氏 名		年	月	日生	男	女
住 所						
① 障害名 (部位を明記)						
	通、労災、- 災、自然災害)
③ 疾病·外傷発生年月日 年 月	日・場	所				
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)						
障害固定又	は障害確定	(推定)	年	. 月	日	
⑤ 総合所見						
		 将来再詞 再認定				〕 月〕
⑥ その他参考となる合併症状						
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 系	斗 医師氏	长名				
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に						
・該当する。 (・該当しない。	級相当)					
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお						

問い合わせする場合があります。

体重 kg 身長 体重減少率 % cm(観察期間 1 小腸切除の場合 (1) 手術所見:・切除小腸の部位 、長さ cm、長さ 残存小腸の部位 cm(できれば手術記録の写しを添付する) > <手術施行医療機関名 (2) 小腸造影所見 ((1) が不明のとき) - (小腸造影の写しを添付する) 推定残存小腸の長さ、その他の所見 2 小腸疾患の場合 〔参考図示〕 病変部位、範囲、その他の参考となる所見 切除部位 病変部位 (注) 1及び2が併存する場合はその旨を併記すること。 3 栄養維持の方法(該当項目に○をする。) ① 中心静脈栄養法: 年 月 始 日 ・カテーテル留置部位 ・装 具 の 種 類 ・最近6か月間の実施状況 (最近6か月間に 日間) ・療法の連続性 (持続的・間歇的) • 熱 (1日当たり Kcal) ② 経腸栄養法: 年 月 日 開始 ・カテーテル留置部位 ・装 具 の 種 類 (最近6か月間に 日間) ・最近6か月間の実施状況 (持続的·間歇的) ・療 法 の 連 続 性 (1日当たり • 熱 量 Kcal) ③ 経口摂取: (普通食、軟食、流動食、低残渣食) ・摂取の状態 ・摂取量 (普通量、中等量、少量) 4 便の性状: (下痢、 軟便、 正常)、排便回数(1日 回) 検査所見(測定日

 検査所見(測定日
 年

 赤
 血
 球
 数

年 月 日) /mm³、血 色 素 量 g/dl血清総蛋白濃度 g/dl、血清アルブミン濃度 g/dl 血清総コレステロール濃度 mg/dl、中 性 脂 肪 mg/d1血清ナトリウム濃度 mEq/1、血清カリウム濃度 mEq/1mEq/1、血清マグネシウム濃度 血清クロール濃度 mEq/1血清カルシウム濃度 mEq/1 (注) 1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。 2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たり熱量は、1週間の平均値によるものと

- する。
- 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。 3
- 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾患によ る小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。
- 5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小 腸機能障害の場合は6か月の観察期間を経て行うものとする。